

◎地震防災対策特別措置法の一部を改

正する法律

(平成二〇年六月一八日法律第七二号)(衆)

一、提案理由(平成二〇年六月六日・衆議院本会議)

○佐藤茂樹君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

学校施設は、子供たちの学びの場、生活の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設の一つであるとともに、災害時の避難場所としても中心的な役割も担っているところであります。

しかしながら、耐震化の進捗は市町村の取り組みに負うところが大きく、財政負担の問題などを理由として、耐震化への取り組みがおくれているところが見られます。

文部科学省の調査によると、平成十九年四月一日現在の小中学校の耐震化率は五八・六%にとどまっており、いまだ約四割の小中学校は耐震化の対策がなされておらず、その安全性の確保は喫緊の課題であります。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

さらには、去る五月十二日に中華人民共和国の四川省で発生した地震により、多くの校舎が倒壊する事態が生じております。

このような中で、本案は、公立の小学校、中学校等の校舎等の地震に対する安全性を早急に確保することを目的として、地震の際に倒壊の危険性の高い公立の小学校、中学校等の校舎等の改築及び補強についての国の補助の特例を設ける等、学校施設の耐震化を促進するため必要な措置を講ずるものであり、その内容は、次のとおりであります。

第一に、地震防災緊急事業五カ年計画の対象に公立の幼稚園を追加するとともに、同計画に基づいて実施される事業のうち、地震の際に倒壊の危険性の高い公立の幼稚園、小学校及び中学校等の校舎等について、補強事業については補助率を三分の二、やむを得ず行う改築事業については補助率を二分の一にそれぞれ引き上げることとする。

第二に、地方公共団体に対してその設置する公立の幼稚園、小学校及び中学校等の校舎等に係る耐震診断の実施及びその結果の公表を義務づけること、

第三に、国及び地方公共団体は、法律の趣旨を踏まえ、私立の幼稚園、小学校及び中学校等の校舎等についても、地震防災に必要な整備のため財政上及び金融上の配慮をすること

等であります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、本日文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院文部科学委員長報告(平成二〇年六月一日)

○関口昌一君 たいま議題となりました両法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案は、地方公共団体に対して、その設置する公立小中学校等の校舎等に係る耐震診断の実施及びその結果の公表を義務付けるとともに、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、地震の際に倒壊の危険性の高い公立小中学校等の校舎等の改築及び補強について国の補助の特例を設けるほか、私立の小中学校等の校舎等について地震防災上必要な配慮をするものであります。

委員会におきましては、佐藤茂樹衆議院文部科学委員長から

趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。